

(経済産業委員会)

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法の一部を改正する法律案(閣法第八号)(衆

議院送付)要旨

本法律案は、我が国企業による石油等の資源の確保を促進するため、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構(以下「機構」という。)について、海外における石油の採取に係る出資業務、探鉱権等の取得業務及び政府保証付き長期借入金等の対象の拡充等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、機構の業務について、次の業務を行うことができるようにする。
 - 1 海外における石油の採取に必要な資金であって、権利譲受け資金以外のものを供給するための出資
 - 2 海外における石油等の探鉱及び採取をする権利を取得するために必要な権利等の取得
 - 3 石油等の探鉱及びこれに必要な地質構造の調査に必要な船舶の貸付け
- 二、機構の業務の範囲から、石油等の探鉱に係る債務保証業務を削除する。
- 三、機構の業務規定の改正に伴い、経理の区分を変更する。

四、機構が行う長期借入金等について、海外における石油等の採取及び可燃性天然ガスの液化に必要な資金を供給するための出資に必要な費用を対象とする。

五、この法律は公布の日から施行する。